

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

第2期鈴鹿市まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

三重県鈴鹿市

3 地域再生計画の区域

三重県鈴鹿市の全域

4 地域再生計画の目標

本市の人口は、住民基本台帳によると2009年の205,197人をピークに減少しており、2023年12月末時点で195,589人まで落ち込んでいる。鈴鹿市人口ビジョン（令和2年3月改定版）では、2045年には総人口が171,939人となり、1990年当時の人口水準まで減少する見込みである。

また、年齢3区分別の人口動態をみると、年少人口（0～14歳）は2015年の29,193人から2023年には23,570人、生産年齢人口（15～64歳）は2015年の125,796人から2023年には121,298人、老年人口（65歳以上）は2015年の45,349人から2023年には50,721人となっている。

自然動態をみると、2015年の出生数1,768人、死亡数1,663人から、2023年の出生数は1,286人、死亡数は2,144人となっており、出生者数から死亡者数を差し引いた自然増減は▲858人（自然減）となっている。また、合計特殊出生率は、2010年が1.51、2020年が1.53、2022年が1.51となっており、2010年以降、全国平均、三重県平均を上回る水準で推移しているものの、人口置換水準である2.07を大きく下回る状況が続いている。

社会動態をみると、2017年には転入者（8,302人）が転出者（7,268人）を上回る社会増であった。しかし、20歳から39歳の年齢層の進学や就職時の転出、転勤が増加し、2023年には▲16人の社会減となっている。このように、人口の減少は、出生数の減少（自然減）や、転出者の増加（社会減）等が原因と考えられ

る。

今後も人口減少や少子高齢化が進むことで、子育て、教育への影響、社会福祉、医療、介護、保険等の社会保障への影響、安全・安心のまちづくりへの影響、公共建築物及び公共インフラ維持、都市機能への影響、経済、生産・消費活動、雇用への影響、コミュニティへの影響が懸念される。

これらの課題に対応するため、市民の結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現を図り、自然増につなげる。また、移住を促進するとともに、安定した雇用の創出や地域を守り、活性化するまちづくり等を通じて、社会減に歯止めをかける。

なお、これらに取り組むに当たっては、次の事項を基本目標として掲げ、目標の達成を図る。

- ・基本目標 1 子どもが輝き 人と文化を育むまち
- ・基本目標 2 健やかに いきいきと暮らせるまち
- ・基本目標 3 生命と財産を守り抜ける 安全・安心のまち
- ・基本目標 4 自然と調和し 快適な都市環境を未来へつなぐまち
- ・基本目標 5 持続可能な産業の発展と にぎわいや交流が生まれるまち
- ・基本目標 6 みんなで支える 自分らしく生きるまち

【数値目標】

5－2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2027年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	地域子育て支援拠点施設利用者数（年間）	58,198人	100,000人	基本目標 1
ア	保育所等を利用している子どもの割合	69.0%	74.0%	基本目標 1
ア	相談支援対応件数（年間）	66,651件	68,200件	基本目標 1
ア	全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙調査において「授業では、課題の解決に向けて、自分	78.1%	86.0%	基本目標 1

	で考え、自分から取り組んでいる」と回答した児童生徒の割合			
ア	全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙調査において、「自分にはよいところがあると思う」と回答した児童生徒の割合	75.2%	82.0%	基本目標 1
ア	全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、小中学校別、男女別の32種目のうち、全国平均値を上回る種目数	15種目	19種目	基本目標 1
ア	学校運営協議会委員等へのアンケートにおいて、「地域と連携した取組が組織的に行えるようになっている」と回答した割合	28.9%	39.0%	基本目標 1
ア	学校施設の整備に満足している保護者・地域住民の割合	42.5%	50.0%	基本目標 1
ア	学校における時間外労働時間が、年間360時間以内となる教職員の割合	64.0%	100%	基本目標 1
ア	文化事業への参加者数（年間）	27,886人	37,800人	基本目標 1
ア	市が主催する生涯学習事業への参加者数（年間）	3,425人	5,000人	基本目標 1
ア	図書貸出カード登録者の割合	20.2%	30.0%	基本目標 1
ア	文化財の保護措置件数（年間）	44件	48件	基本目標 1
ア	郷土資料・博物館資料等公開施設の来館者数及び啓発事業等への参加者数（年間）	21,005人	32,500人	基本目標 1
ア	市主催などの各種スポーツ事	11,422人	14,325人	基本目標 1

	業への参加者数（年間）			
ア	使用料を有するスポーツ施設の利用者数（年間）	279,047人	400,000人	基本目標 1
イ	一次・二次救急医療体制の受入れ患者数（年間）	23,428人	27,000人	基本目標 2
イ	国民健康保険事業の支出に対する収入の割合	100%	100%	基本目標 2
イ	健康寿命	男78.09歳 女81.04歳	男78.84歳 女82.59歳	基本目標 2
イ	障がい福祉サービスの延べ利用者数（年間）	24,440人	25,500人	基本目標 2
イ	法定雇用率適用企業に雇用されている障がい者数	389人	450人	基本目標 2
イ	住民主体の通いの場（サロン、老人クラブなど）に参加する高齢者の人数（年間）	3,158人	4,100人	基本目標 2
イ	認知症サポーターの養成人数（累計）	22,604人	32,000人	基本目標 2
イ	要介護認定を受けた方のうち、在宅生活をしている方の割合	73.5%	74.5%	基本目標 2
イ	C S Wによる相談支援件数（累計）	112件	220件	基本目標 2
イ	自立相談支援機関への新規相談件数（年間）	300件	360件	基本目標 2
ウ	市公式LINE 災害情報登録（利用）者数（累計）	5,900人	12,000人	基本目標 3
ウ	防災啓発や地域の防災訓練への参加者数（年間）	9,724人	18,000人	基本目標 3
ウ	建物火災の出動から放水開始	7分22秒	6分30秒以下	基本目標 3

	までの平均所要時間			
ウ	住宅用火災警報器の設置率	70.0%	78.0%	基本目標 3
ウ	救急現場での心肺機能停止症例に対する市民による応急手当実施率	53.4%	60.0%	基本目標 3
ウ	消防団員の充足率	97.5%	100%	基本目標 3
ウ	交通事故件数（年間）	5,591件	4,582件以下	基本目標 3
ウ	年間の人口1,000人当たりの刑法犯認知件数（犯罪率）	5.1件	4.2件以下	基本目標 3
ウ	交差点区間における車両通過時間	3分24秒	2分46秒以下	基本目標 3
ウ	主要渋滞箇所数	5箇所	3箇所 以下	基本目標 3
ウ	一定区間における緊急車両の到達時間	3分50秒	3分05秒以下	基本目標 3
ウ	緊急措置段階の橋りょう数	0 橋	0 橋	基本目標 3
ウ	浸水対策完了済み面積（累計）	1,429 h a	1,458 h a	基本目標 3
エ	市の事務事業（公共施設）から排出される温室効果ガスの総排出量（年間）	28,706 t - C O 2	20,600 t - C O 2 以下	基本目標 4
エ	市民一人1日当たりのごみ排出量	928 g	919g 以下	基本目標 4
エ	市に食材を寄附した市民の数（年間）	156人	370人	基本目標 4
エ	里山保全活動及び自然観察会への参加者の満足度	93.4%	98%	基本目標 4
エ	騒音、振動、悪臭等に係る環境基準等の適合率	95.1%	99%	基本目標 4
エ	市街化区域の1ヘクタール当たりの人口密度	41.6人	41.3人	基本目標 4

エ	人口一人当たりの公共建築物 保有量	2.90㎡	2.80㎡ 以下	基本目標 4
エ	公園施設利用率	76.9%	81.0%	基本目標 4
エ	鉄道・バス利用者数（年間）	3,548千人	4,120千人	基本目標 4
エ	空き家の解消割合	20.5%	23.0%	基本目標 4
エ	住宅の耐震化率	89.0%	95.0%	基本目標 4
エ	市営住宅の稼働率	85.0%	85.0%	基本目標 4
エ	水道事業における給水収益に 対する企業債残高の割合	359%	310% 以下	基本目標 4
エ	基幹管路の耐震適合率	45.1%	46.6%	基本目標 4
エ	汚水処理人口普及率	93.7%	95.4%	基本目標 4
オ	新規立地（研究開発施設等の増 設を含む。）企業数（累計）	—	6 社	基本目標 5
オ	支援を実施した件数（累計）	—	600件	基本目標 5
オ	自動車のE V化に関連する支 援を実施した中小製造企業数（ 累計）	—	30社	基本目標 5
オ	本市の雇用施策による市内企 業への就職者数（累計）	—	110人	基本目標 5
オ	働き方改革に率先して取り組 む企業数（累計）	—	30社	基本目標 5
オ	地元産品を購入して「地産地消 」を実践している人の割合	28.9%	34.0%	基本目標 5
オ	認定農業者数	228人	248人	基本目標 5
オ	担い手農家に集積した農地の 割合	52.0%	57.0%	基本目標 5
オ	農地の区画整理（ほ場整備）を した面積（累計）	2,929 h a	3,032 h a	基本目標 5
オ	日用生活品を主に市内で購入	90.5%	95.0%	基本目標 5

	している市民の割合			
オ	ふるさと納税寄附額（年間）	3.0億円	7.3億円	基本目標 5
オ	市内における観光消費額（推計値）（年間）	302億円	380億円	基本目標 5
カ	啓発イベントへの参加者数（年間）	1,566人	4,000人	基本目標 6
カ	隣保館・児童センター事業への参加者数（年間）	58,149人	63,650人	基本目標 6
カ	男女共同参画に関する意識の普及度	73.9%	75.0%	基本目標 6
カ	「多文化共生社会が実現しているか」の回答割合（日本人及び外国人の肯定的な回答の合計値）	41.0%	70.0%	基本目標 6
カ	地域づくり協議会や自治会、PTA、市民活動団体等による活動に自発的に参加または自ら取り組んでいる市民の割合	20.7%	50.0%	基本目標 6
カ	公民館などで行っている学習活動への参加者数（年間）	188,000人	279,000人	基本目標 6
カ	市民相談事業の評価アンケートでの満足度	88.6%	90.0%	基本目標 6
カ	社会動態による人口動態（年度当たりの転入者数と転出者数の差）	-57人	300人	基本目標 6
カ	現年度課税分収納率	99.12%	99.20%	基本目標 6
カ	行政の処分などが適法・妥当と判断された割合	100%	100%	基本目標 6
カ	人事評価の目標管理における	94.3%	95.0%	基本目標 6

	個人目標の達成度			
力	電子証明書を用いた証明書交付件数の割合	15.7%	35.0%	基本目標 6
力	市ウェブサイトへのアクセス件数（年間）	2,006万件	2,406万件	基本目標 6

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2 のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

第2期鈴鹿市まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 子どもが輝き 人と文化を育むまち事業

イ 健やかに いきいきと暮らせるまち事業

ウ 生命と財産を守り抜ける 安全・安心のまち事業

エ 自然と調和し 快適な都市環境を未来へつなぐまち事業

オ 持続可能な産業の発展と にぎわいや交流が生まれるまち事業

カ みんなで支える 自分らしく生きるまち事業

② 事業の内容

ア 子どもが輝き 人と文化を育むまち事業

子どもの権利が保障され、健やかに成長できるまちづくりを進めるため、子ども・子育て支援に取り組む。子どもたちが主体的に社会を生き抜く力を身に付けられるよう、教育環境の整備等に取り組む。全ての人々が心身ともに健全で豊かさを実感できるよう、文化・スポーツ振興を推進する。

【具体的な事業】

- ・子ども条例を制定し、子どもの権利擁護に対する意識を高め、子どもの健やかな育ちを地域社会全体で支えるという意識の醸成を図る事業
- ・子育て支援総合コーディネート事業の更なる充実を図り、子育て支援に関する積極的な情報発信を行うとともに、関係機関との協働により、子育て家庭の個別ニーズに応じた必要な支援を行う事業
- ・子ども食堂の活動支援等を通じて、子どもや若者の居場所づくりを推進する事業
- ・保育所等でＩＣＴを更に活用することを検討し子どもの安全な保育環境を確保するとともに、保護者及び保育士の負担を軽減し、多様な保育ニーズに対応できる環境を整備する事業
- ・「こども家庭センター」を設置することにより、児童福祉と母子保健の連携を更に強化し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な伴走型相談支援を行う事業
- ・母子健康手帳等を電子化し、保護者の利便性向上を図るとともに、子育て世代のタイムリーな情報をプッシュ型で発信する等、安心して子育てができる支援の充実を図る事業
- ・ＩＣＴを最大限活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善により、学力向上を図る事業
- ・新たな不登校児童生徒を生まない取組を推進するとともに、校内サポートの充実を図る事業
- ・幼児の体力向上実践プログラムや全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の分析を基に、授業改善や体力向上に向けた日常的な体育活動に取り組む事業
- ・安全・安心な学校給食を安定的に提供するため、衛生管理の徹底、適切な食物アレルギー対応、効率的な業務管理を行う事業
- ・休日の学校部活動の地域移行を進めるために、地域や各種目の所属団体のほか、関係機関と連携を行う事業
- ・学校規模の適正化、適正配置を推進するとともに、必要な地域で小

中一貫教育に適した学校施設の整備を計画的に進める事業

- ・子どもたちの支援や学びの充実を目指し、小中学校に必要な人員配置を行う事業
- ・文化施設において、音楽、美術、演劇、舞踊やその他の芸術を楽しむ機会を提供する事業
- ・子どもたちを社会全体で心豊かに育む環境づくりを推進するため、放課後子ども教室・土曜体験学習を開校する事業
- ・図書館の利用を促すイベント、展示などのPRのほか、利用環境の整備を行う事業
- ・史跡等の規模や構造を明らかにするための調査を行い、文化財の保存を図る事業
- ・各記念館・資料館や考古博物館で開催する企画展等において、魅力ある展示内容の充実を図る事業
- ・スポーツ行事を開催し、市民がスポーツに参画できる機会を提供する事業
- ・スポーツ人口の増加や競技力向上の拠点となるよう、スポーツ施設の定期的な点検・検査を実施し、安全・快適な利用環境を整える事業等

イ 健やかに いきいきと暮らせるまち事業

誰もが住み慣れた地域で、健やかに自分らしく暮らせるまちづくりを進めるため、健康、医療及び福祉の推進を図る。

【具体的な事業】

- ・市民が身近な地域で安心して医療を受けることができるよう、市内医療機関等と連携し、将来的な医療需要の増加や疾病構造の変化にも対応できる小児医療体制の維持・拡充に向けた施策を総合的に推進する事業
- ・三重県や大学等の関係機関と連携し、小児救急をはじめ、市内基幹病院における小児医療体制等の維持・拡充に向けた取組を支援する事業
- ・福祉医療費助成制度を安定的かつ持続的に運営できる環境を整備し、

子育て世帯に対する経済的負担の軽減や、障がい者の自立及び社会参加を促進する事業

- ・全ての市民の健康に関する意識を高めるため、自らの健康づくりに意欲的に取り組む市民を支援するとともに、健康づくりに関心の薄い市民に対して積極的にアプローチし、周知・啓発を図る等、健康づくりに関する行動変容に取り組む事業
- ・子どもたちが、障がいの有無にかかわらず、その子らしく発達・成長することができるよう、児童福祉法に基づく障害児通所支援等を計画的に提供するとともに、日中一時支援事業における医療的ケア児の加算措置等、医療的ケア児に係る支援体制の拡充を図る事業
- ・就労をはじめとする障がい者の社会参加の機会を充実させるため、就労マルシェ等の取組を引き続き支援するとともに、就労支援事業所のPRや受注機会の創出、障がい者との交流を図るためのイベントの開催等に取り組む事業
- ・フレイルの早期発見、早期支援に向けた効果的なネットワークを構築する事業
- ・認知症を正しく理解し、認知症の人と家族の応援者となる認知症サポーターを養成する事業
- ・一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の見守りと安全を確保し、日常生活を支援するため、緊急通報装置の設置支援等、生活支援サービスを提供する事業
- ・個別の福祉分野における既存の組織体制を効果的に活用し、多機関との協働、連携の下で、複雑化・複合化した様々な生活課題を抱え、これまで支援につながりにくかった方の相談事を丸ごと受け止めることのできる、属性や年代にとらわれない包括的な相談支援体制を構築する事業
- ・鈴鹿市社会福祉協議会と連携し、生活全般にわたる様々な困りごとについて、包括的な相談支援を行うとともに、家計改善に向けた支援や住居確保給付金の支給、仕事の確保・定着に向けた就労準備支援、子どもの学習・生活支援事業等の各種支援を実施することで、

生活保護に至る前に生活困窮者の自立を支援する事業 等

ウ 生命と財産を守り抜ける 安全・安心のまち事業

自然災害、交通事故、複雑多様化する火災や犯罪等の危機から市民のかけがえのない生命、財産、暮らしを守る取組を進める。河川・排水施設の改修等の治水・浸水対策、生活道路の整備と適切な保全等に取り組む。

【具体的な事業】

- ・ 防災情報をより分かりやすく伝えるため、総合防災情報システムの導入を進め、防災情報プラットフォーム（防災情報の収集や提供を行う仕組み）の更なる充実を図る事業
- ・ 市民の防災意識を高めるため、災害への備えや災害時の行動についての啓発活動を行うとともに、地域による防災訓練を促進し、避難所運営を支援することで防災体制の強化を図る事業
- ・ 地域の防災意識を高めるため、地区防災計画の策定等の取組を支援する事業
- ・ 災害現場で活動する消防隊員の確保に努め、各種訓練や研修を実施し、地域と技術の向上を図る事業
- ・ 住宅火災による人的、物的被害を軽減するため、住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及促進と、住宅用火災警報器の条例に適合した設置率の向上を促進する事業
- ・ 救急救命士を計画的に養成し、医療機関と連携して救急隊員の教育訓練を充実させるとともに、高規格救急車及び高度救命資器材の更新・整備を図る事業
- ・ 地域防災の拠点となる消防団施設について適正に維持管理する事業
- ・ 交通事故防止と交通の円滑化のため、外側線等の路面標示やガードレール等の交通安全施設の整備を推進し、道路交通環境の改善に取り組む事業
- ・ 地域で行う防犯活動を支援し、地域の防犯力の向上を図る事業
- ・ 利便性の高い道路ネットワークを形成することで、自然災害発生時における代替ルートを確保し、防災機能の向上に取り組む事業

- ・広域的な幹線道路事業のストック効果を最大限発揮するため、関連する幹線道路の整備を推進する事業
- ・既設道路施設の老朽化や市民ニーズの変化に対応するため、必要性や効果を勘案し、生活道路の整備を進める事業
- ・市公式LINE通報を活用し、道路施設の損傷について、画像や位置情報により適切に対応する事業
- ・鈴鹿市総合雨水対策基本計画に基づき、治水・浸水対策施設の整備を進める事業 等

エ 自然と調和し 快適な都市環境を未来へつなぐまち事業

カーボンニュートラル社会を見据え、再生可能エネルギーの導入、省エネルギー行動の推進等、地球温暖化対策への取組を進める。公共施設等の資産の適正配置やサービスの維持・向上等を図ることで、コンパクトで良好な都市環境の整備を進める。地域のニーズに対応した地域公共交通の実現、安心して使用できる水道水の供給、良好な住環境や景観の保全、有効な土地利用、建築物の適正管理等を官民連携により進める。

【具体的な事業】

- ・地域新電力会社の再生可能エネルギーを市有施設に活用し、電力の地産地消を推進する事業
- ・ごみの分別やリサイクル等の情報を発信し、ごみの減量化とリサイクルを促進する事業
- ・フードドライブ、食べ残しの持ち帰りの推進等、事業者や団体が行う食品ロス削減のための取組を支援する事業
- ・里山保全活動や自然観察会等、自然環境の保全活動を実践できる人材の育成や団体の支援を図る事業
- ・環境基準等の適合状況の確認等、生活環境の維持・向上を図る事業
- ・本市の活性化と更なる発展につなげるため、道路整備等に伴い土地需要の高まった区域において産業振興・企業誘致に向けた土地利用を推進する事業
- ・公共建築物の複合化、集約化のモデルを設定し、必要な行政サービスを維持しながら、施設の保有量を縮減する事業

- ・都市公園の質及び公園利用者の利便性の更なる向上を図り、公園の魅力を高め、交流人口及び関係人口の増加につなげるため、公民連携による利活用を推進する事業
- ・地域が主体となって移動手段を検討・導入する手順を示した「手引書」を活用し、地域の実情に応じた移動手段の導入を進める事業
- ・景観に配慮したまちづくりを進めるため、空き家対策の推進及び建築物や屋外広告物の適正な規制・誘導を行うとともに、市民主体の景観づくりを支援する事業
- ・空き家の活用・流通を促進し、移住・定住につなげるため、空き家バンク制度の運営や関係団体との連携による相談体制の構築等を行う事業
- ・狭あい道路の拡幅・整備を行う事業
- ・入居しやすい住環境を整え、効率的に住戸を提供するため、市営住宅の空き住戸の退去後修繕を迅速に行い、風呂設備を整備する事業
- ・鈴鹿市上下水道事業経営戦略に基づき、計画的な経営を推進する事業
- ・災害時における水の安定供給を図るため、基幹管路（導水管、送水管及び配水本管）の耐震化を進める事業
- ・公共下水道や農業集落排水処理施設が整備されない区域について、補助制度等により合併処理浄化槽設置の促進を図る事業 等

オ 持続可能な産業の発展と にぎわいや交流が生まれるまち事業

ものづくり産業をはじめとする既存産業の特長を生かした取組や企業適地への産業集積の促進、農業や水産業、それらを生かした商業、伝統産業の振興等、産業基盤の確立に向けた取組を進める。地域資源の観光資源化に取り組み、国内外への情報発信を推進するとともに、持続可能な観光を促進する。

【具体的な事業】

- ・本市への円滑な企業立地の促進や、市内企業の事業拡大を支援するため、各種規制の調整に取り組み、産業用地を確保する事業
- ・ものづくり企業の困りごとや支援ニーズを把握し、課題解決に向け

て企業に寄り添った支援を行うとともに、ものづくり企業の従業員を対象に人材育成研修を行う事業

- ・自動車のEV化の影響を受ける中小製造企業の課題や支援ニーズ等を把握し、その内容を記載した企業カルテを作成して、課題解決に向けた支援を行う事業
- ・市内企業への就職促進と定着化を図るため、市内企業、高等教育機関、ハローワーク鈴鹿や鈴鹿商工会議所等、官民が連携して就労に関する現状と課題を共有し、雇用促進を図る事業
- ・UIJターン就職を促進するため、市外・県外へ進学した若者や、都市部等遠方からの転職希望者に対して、市ウェブサイト等を活用し、市内企業のPRや求人情報を発信するほか、首都圏等におけるマッチング機会の確保を図る事業
- ・多様な就労形態が浸透する中、仕事と家庭、地域生活との調和がとれた働き方の促進に取り組む事業
- ・特産品や六次産業化商品のPRを強化し、市内外に情報を発信する事業
- ・新規就農者の発掘を行うとともに、関係機関と連携して就農後のサポートを行うことで、地域への定着及び経営安定を促進する事業
- ・生産性向上のため、スマート農業を含めた農業DXを推進する事業
- ・農業者が効率的な生産を行えるように、農地の大区画化や農業用水路のパイプライン化等、農業生産基盤の整備を進める事業
- ・総合経済団体である鈴鹿商工会議所や関係機関と連携し、商業者の稼ぐ力の強化や創業支援を行う事業
- ・地域経済の活性化や、本市の財源確保を図るための効果的な取組であるふるさと納税について、返礼品登録事業者の掘り起こしや、デジタル技術を活用した返礼品の提供等、新たな手法を取り入れ、寄附額の拡大を図る事業
- ・市内事業者の稼ぐ力を強化するため、地域資源の活用を軸とした販路開拓に取り組む事業
- ・市内外から多くの誘客が見込まれる祭りや行事、スポーツイベント

等の機会を活用し、PR効果が期待できる場所で多様な観光振興策を講じるとともに、新しい交流機会を創出するため、eモータースポーツの活用等観光DXを推進する事業 等

カ みんなで支える 自分らしく生きるまち事業

平和で人権が尊重される明るく住みよい社会、多文化共生の社会、男女共同参画社会の実現に向けたまちづくりを進める。市民、地域、NPO、学校、事業者、行政等の多様なまちづくりの主体が、地域の課題を共有し、それぞれの特性を生かし、協力・連携しながら、持続可能なまちづくりを進める。市民から信頼される職員を育成するとともに、限られた経営資源を効果的に生かしながら、健全で効率的な行政経営を推進する。

【具体的な事業】

- ・人権を尊重する意識を高め、命の尊さや大切さ、自己と同時に他者もかけがえのない存在であることを認識し、お互いを認め合い共生できる社会を実現するための講演会やパネル展等を実施する事業
- ・隣保館や児童センターにおいて、地域住民の生活上の相談・子どもの悩み・子育てに関する相談・人権に関わる相談に対して、関係機関と連携し、適切な支援を実施する事業・男女共同参画に関する意識の向上を図るため、セミナーや啓発等を実施する事業
- ・多文化共生社会の実現を図るため、やさしい日本語をはじめとする多言語での情報発信や、多言語通訳端末等のデジタル技術を活用した相談体制の充実を図る事業
- ・地域づくり協議会による課題解決を支援するため、地域づくり協議会同士の情報交換を目的とした地域づくり協議会代表者会議の定期的な開催、地域部屋の提供による物的支援、一括交付金による財政的支援、地域づくりコーディネーター等の配置による人的支援を実施する事業
- ・地域住民が自主的に行うサークル活動や文化祭等の場を提供し、地域の活性化を図る事業
- ・市民の日常生活上の様々な問題や悩みの解決を図るため、弁護士等

の各種専門家や関係機関との連携による相談窓口の充実を図る事業

- ・高等教育機関等と協議・連携し、地域活性化の取組を推進するとともに、地域を担う人材の育成を支援する事業
- ・高校生や大学生等、若者の意見を市政に生かし、若者の市内定着を図る取組を進める事業
- ・民間提案制度、サウンディング型市場調査、包括連携協定、指定管理者制度等、公民連携を推進し、効果的な財源の活用によるサービスの質の向上と経費の縮減を図る事業
- ・納税方法の整備、催告書送付、納付相談等で納税意識の向上を図り、自主納付を推進するとともに、徴収を専門とする三重地方税管理回収機構とも連携して市税の徴収強化に取り組む事業
- ・公共調達や公共工事において、入札、契約から検査までの各事務のD X化を推進し、社会情勢に対応した制度を構築するとともに、適正な運用を図る事業
- ・行政課題を的確に捉え、適切に対応できる組織体制を構築するとともに、職員を流動的に配置できる機動的配置等を活用し、柔軟な対応を図る事業
- ・行政事務の効率化のため、生成A I等の人工知能や自動化技術（R P A）等を積極的に活用する事業
- ・即時発信が可能な媒体として、市ウェブサイトを積極的に活用し、迅速な情報発信を行う事業 等

※ なお、詳細は鈴鹿市総合計画2031（地方版総合戦略）のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

12,050,000千円（2024年度～2027年度）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度9月頃に、外部有識者等で構成される外部評価会議において検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに本市公式WEBサイト上で公表を行う。

⑥ 事業実施期間

2024年4月1日から2028年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2028年3月31日まで